

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、県の行政組織を改める。

2 規則の概要

(1) 本庁に関する事項

- ア 企画部を地域振興部に改組する。
- イ 行政監察監を廃止する。
- ウ 企画部地域づくり支援局を廃止する。
- エ 地域振興部東部振興監を新設する。
- オ 農林水産部森林・林業振興局を新設する。
- カ 次に掲げる課等を新設する。

- (ア) 危機管理局原子力安全対策課
- (イ) 総務部行政監察・法人指導課
- (ウ) 総務部工事検査課
- (エ) 東部振興監東部振興課
- (オ) 商工労働部立地戦略課

キ 次に掲げる課等を再編する。

- (ア) 未来づくり推進局の未来戦略課を企画課に改める。
- (イ) 企画部地域づくり支援局の自治振興課を地域振興課に改める。
- (ウ) 生活環境部の公園自然課を緑豊かな自然課に改める。
- (エ) 生活環境部の景観まちづくり課を同部くらしの安心局景観まちづくり課に改める。
- (オ) 商工労働部の商工政策室を商工政策課に改める。
- (カ) 商工労働部の経済通商総室、雇用人材総室及び産業振興総室を経済産業総室及び雇用人材総室に改める。
- (キ) 農林水産部農林総合研究所の企画総務部を企画総務課に改める。
- (ク) 農林水産部森林林業総室の林政企画室、県産材・林産物需要拡大課及び森林づくり推進室を同部森林・林業振興局の林政企画課、県産材・林産振興課及び森林づくり推進課にそれぞれ改める。

(2) 地方機関に関する事項

- ア 鳥取県東部総合事務所、鳥取県八頭総合事務所及び鳥取県日野総合事務所並びに鳥取県日野保健所を廃止し、鳥取県西部総合事務所に日野振興センター日野振興局及び日野県土整備局を新設するとともに、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県東部農林事務所、鳥取県鳥獣対策センター、鳥取県鳥取県土整備事務所及び鳥取県八頭県土整備事務所を新設する。
- イ 鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の県民局を地域振興局に、西部総合事務所の県土整備局を米子県土整備局に改める。
- ウ 各総合事務所の県税局を鳥取県東部県税事務所、鳥取県中部県税事務所及び鳥取県西部県税事務所とする。
- エ 鳥取県立倉吉高等技術専門学校及び鳥取県立米子高等技術専門学校を鳥取県立産業人材育成センターに改める。

(3) その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
- イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。